

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（○○）第●●号

所得税更正処分等取消請求上告受理申立事件

国側当事者・国

平成20年4月22日不受理・確定

決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由は、民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事件に当たらないとして、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・札幌地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成19年5月14日判決、本資料257号－101・順号10710）

（控訴審・札幌高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成19年11月21日判決、本資料257号－220・順号10829）

決 定

申 立 人	甲
同訴訟代理人弁護士	岩本 勝彦ほか
相 手 方	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年4月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀籠 幸男

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴